

第 1 章

特定非営利活動促進法の概要

【 省略語について 】

「法」は、「NPO法」のことです。

「法人」は、「NPO法人」のことです。

1. 特定非営利活動促進法と法人の要件

(1) 法律の経緯と目的

阪神・淡路大震災（平成7年（1995年）1月17日）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されました。

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする「市民」が行う「自由」な「社会貢献活動」としての「特定非営利活動」の健全な発展を促進し、もって「公益」の増進に寄与することを目的としています（法1）。

① 「市民」とは？

△△市に住む人々というものではなく、一般個人や法人、任意団体、企業、自治体など広い対象が含まれます。

この「ガイドブック」の
全てが凝縮されています。
必ず読んでください！

② 「自由」とは？

次のアとイのことをいいます。



ア 自らの意思でその活動に参加し、又は参加しないことができ、これが不当に妨げられるものでないこと（参加者の自発的な意思の尊重と法人への自由参加の保証）。

イ 特定非営利活動を行う者が、所轄庁による法人の設立の認証、監督等の際に、最低限の規制しか受けず、また、その活動を行うに当たっては、最大限その自由意思を発揮されるべきものであること（私的自治の原則を優先）。

※法人の運営等については、事業報告書等の情報公開を通して市民がチェック、評価します。市民相互のチェックによる自浄作用が期待されています（個々の市民の責任を優先）。

③「社会貢献活動」とは？

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること（法2）＝公益に寄与すること。

④「公益」とは？

社会全体の利益（不特定かつ多数のものの利益（法2））

⑤「NPO」とは？

「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとったもので、営利を目的としない（利益を社員に分配しない）「非営利組織」のことを指しています。

⑥「特定非営利活動」とは？

次のアとイの両方にあてはまる活動です。

ア 法で定める20分野のいずれかに該当する活動（法2②）

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 観光の振興を図る活動
- 5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7) 環境の保全を図る活動
- 8) 災害救援活動
- 9) 地域安全活動
- 10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11) 国際協力の活動
- 12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13) 子どもの健全育成を図る活動
- 14) 情報化社会の発展を図る活動
- 15) 科学技術の振興を図る活動
- 16) 経済活動の活性化を図る活動
- 17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18) 消費者の保護を図る活動
- 19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（島根県では条例で定められた活動はありません）

イ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（法2①）

誰もがその法人の活動の利益を受けることができ、法人の活動が社会全般の利益となることをいいます（公益）。

特定の個人や団体の利益（私益）や会員などの構成員相互の利益（共益）を目的とした活動は、特定非営利活動ではありません。



(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）の要件

次の要件を満たす団体が、この法律の法人格を取得できます。

- ① 〈定義〉 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）。
- ② 〈目的〉 営利を目的としないものであること（法2②一）。
- ③ 〈目的〉 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと（法3①）。
- ④ 〈目的〉 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他の事業」を行わないこと（法5①②）。
- ⑤ 〈宗教・政治〉 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ、ロ）。
- ⑥ 〈宗教・政治〉 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）。
- ⑦ 〈宗教・政治〉 特定の政党のために利用しないこと（法3②）。
- ⑧ 〈反社会的勢力〉 暴力団、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法12①三）。
- ⑨ 〈社員〉 10人以上の社員がいること（法12①四）。
- ⑩ 〈社員〉 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付けないこと（法2②一イ）。
- ⑪ 〈役員〉 報酬を受ける役員数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）。
- ⑫ 〈役員〉 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと（法15）。
- ⑬ 〈役員〉 役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと（法20）。
- ⑭ 〈役員〉 各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が2人以上いないこと。また、役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと（法21）。
- ⑮ 〈役員〉 理事又は監事は、それぞれの定数の3分の2以上いること（法22）。設立当初間理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。
- ⑯ 〈会計〉 会計は会計の原則に従って行うこと（法27）。

【 各項目の説明 】

① 〈定義〉 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）。

「主たる目的」とは、活動全体における特定非営利活動の占める割合が50%以上であることをいいます。50%以上であるかの判断は、活動の事業費などから総合的に判断する必要があります（内閣府「NPO法の運用方針」）。

② 〈目的〉 営利を目的としないものであること（法2②一）。

「営利を目的としない」とは、活動によって得られた収益を、NPO法人の構成員である社員等に分配してはならないということです。労働の対価として雇用している職員に対して適正な金額で給与や報酬を支払うことは問題ありません。販売活動や有償サービスによる収益は次年度以降の特定非営利活動を行うために使うことになります。

③ 〈目的〉 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと（法3①）。

④ 〈目的〉 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他の事業」を行わないこと（法5①②）。

特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動事業に係る事業以外の事業（「その他事業」という。）を行うことができますが、この利益は特定非営利活動に使用しなければならず、また特別の会計として経理しなければなりません（法5①②）。

⑤ 〈宗教・政治〉 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ、ロ）。

宗教活動とは「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」をいいます。政治活動とは「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」をいいます。主たる目的かどうかの割合は、事業費や活動内容等で総合的に判断します。なお、政策提言等は「政治上の主義の推進」には当たりません。

- ⑥ 〈宗教・政治〉 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）。

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます（公選法3）。

- ⑦ 〈宗教・政治〉 特定の政党のために利用しないこと（法3②）。

特定の政党のために利用してはなりません（法3②）。

特定の政党の利益を目的として事業・プロジェクトを行ってはなりません。

- ⑧ 〈反社会的勢力〉 暴力団、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法12①三）

- ⑨ 〈社員〉 10人以上の社員がいること（法12①四）。

法人が組織的に活動が行うことができる最低限の人数を定めています。

「社員」とは、総会において議決権を有する者を指し、多くの団体では「正会員」という名称にしています。会社における被雇用者や従業員とは異なります。

一方、議決権を持たずに法人を支援したりサービスの提供を受ける人を「賛助会員」や「利用会員」として、社員とは別に定めることもできます。

- ⑩ 〈社員〉 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付けないこと（法2②一イ）。

法人は広く市民に開かれた運営をしなければならないとの観点から、原則、社員には誰でもなれます。社員の資格取得に条件をつけることは、定款に明示するとともに（法11）、活動の目的に照らして、合理的かつ客観的なものでなければ認められません。

また、社員の退会は、自由でなければなりません。

一方、賛助会員等の社員以外の会員については、条件をつけることは可能です。

- ⑪ 〈役員〉 報酬を受ける役員数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）。

ここでいう報酬とは、「役員としての仕事」に対しての「報酬等の対価」という意味です。理事が事務局職員などを兼務している場合、これに対して給与を受けることは可能です。会議に出席するための交通費相当額は費用弁償であり、報酬ではありません。

役員報酬 ≠ 従業員としての給料

なお、認定NPO法人の場合は、役員のうち特定の法人の役員または使用人の占める割

合が役員総数の3分の1以下でなければなりません(法45①3イ)。

⑫ 〈役員〉役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと(法15)。

役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くことが義務づけられています。(法15)。理事と監事を兼ねることはできません(法19)。

【理事】

理事は社員や職員を兼ねることができます。また、社員外から選んでもかまいません(役員報酬可(但し人数に制限有り)、給与可)。

理事それぞれが法人を代表し、業務を決定する役割を持ちますが、多くの団体では代表権を1人に制限し、理事のうち1人を理事長や代表理事として定款で定めています(法16)。

【監事】

監事は、理事の業務執行の状況や法人の財産の状況を監査します。会計面の監査だけでなく法や定款に違反していないかなどの監査も行い、不正が発見された場合は社員総会や所轄庁に報告する義務があります(法18)。

監事は社員を兼ねられますが、職員を兼ねることはできません。また、社員外から選んでもかまいません(役員報酬可、給与は不可)。

⑬ 〈役員〉役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと(法20)。

公益的な非営利活動を行う法人であるという観点から、次のいずれかに該当する場合は役員になれません(法20)。

- 1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3) 「NPO法」若しくは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。)」に違反したことにより、又は「刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪」若しくは「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4) 暴力団の構成員等や暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5) 法第43条の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で、取り消された日から2年を経過しない者
- 6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定

めるもの

- ⑭ 〈役員〉各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が2人以上いないこと。また、役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと（法21）。

法人の業務は原則として理事の過半数によって決定されることになっているため、親族の割合が制限されています（法17、法21）。

各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族は、1人まででなければなりません。また、役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族は、役員総数の3分の1まででなければなりません。

(例)

- 1) 役員総数が5人以下の場合

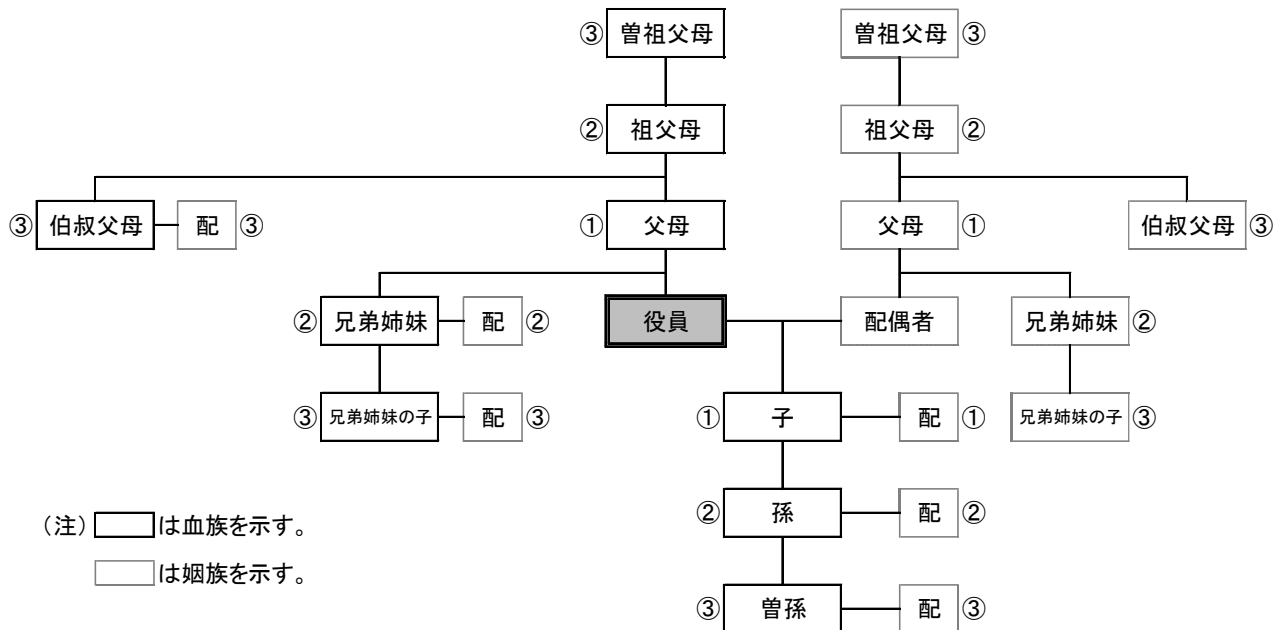
配偶者や3親等以内の親族がいてはいけません。

- 2) 役員総数が6人以上の場合

夫婦（親族ペア）が3組いてもよい。

- 3) 役員の中に3人組以上の親族等（夫婦とその子ども等）がいてはいけません。

《3親等以内の親族図》



⑮ 〈役員〉 理事又は監事は、それぞれの定数の3分の2以上いること（法22）。設立当初間理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。

理事と監事は、その定数の3分の2以上いなければならず、欠員が3分の1を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法22）。

なお、設立当初は定数を満たしていなければなりません。

⑯ 〈会計〉 会計は会計の原則に従って行うこと（法27）。

ア 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること（法27）。

正規の簿記の原則とは以下の3つをいいます。

- 1) 経済活動のすべてが網羅的に記録されていること（網羅性）
- 2) 会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること（立証性）
- 3) すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること（秩序性）

イ 活動計算書、貸借対照表、財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること（法27）。

ウ 採用する会計処理の基準と手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと（法27）。

会計処理の基準はNPO法人会計基準協会による「NPO法人会計基準」を推奨します。

◆◆ 「仮理事（役員の補充）」と「特別代理人（利益相反）」 ◆◆

①「仮理事（役員の補充）」について（法17の3）

役員は、その定数の3分の2以上いなければならないが、欠員が3分の1を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法22）。

通常は総会（定款で理事の選任を理事会で行う場合は理事会）を開催して新理事を選任しますが、緊急の場合などで理事が欠けた場合において業務が遅滞することにより損害が生じる恐れがあるときは、利害関係人が所轄庁に請求し、又は所轄庁の職権により「仮理事」を選任しなければなりません（法17の3）。

所轄庁により「仮理事」が選任された後は、速やかに総会（定款で理事の選任を理事会で行う場合は理事会）を開催し、新理事を選任する必要があります。

なお、定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

「内閣府NPOホームページ」より

②「特別代理人（利益相反）」について（法17の4）

法人の理事と法人の間で利益相反（りえきそうはん）する場合、その理事はその事項について法人を代表して契約行為等ができないので、利害関係人が所轄庁に請求し、又は所轄庁が職権により「特別代理人」を選任しなければなりません（法17の4）。

「特別代理人」の制度は、理事の権限濫用から法人を守るとともに、契約などの取引の便を図るものです。

理事と法人との利益相反事項になるかどうかは、具体的な状況や内容から判断することになります。

次ページに内閣府NPOホームページのQ&Aを掲載しますので、参考にしてください。

検索ワード「内閣府NPOホームページ 役員等 利益相反」

～ 内閣府NPOホームページ Q&A より ～

【Q2-3-10】

法第 16 条の規定により定款をもって理事長以外の理事の代表権の制限をし、登記にもそれを反映させていても、定款の規定に「理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長がその職務を代行する」という規定を設けていれば、代表理事の利益相反案件に関する代表権者として副理事長等が契約等を締結することは可能ですか。(法 17 の 4)

(A)

法人の定款において、「理事長に事故あるとき又は欠けたとき～」という規定を設けていれば、「理事長の欠けたとき」には、理事長が存在しなくなったときだけではなく、存在はするものの事実上又は法律上の原因から職務活動をすることができない場合も含まれますので、そうした場合には、副理事長が契約を締結することは可能と考えます。

しかし、契約の相手側から見た場合には、契約時において、契約する法人の代表権者となる副理事長に実際の代表権があるか否かが必ずしも明確ではないため、副理事長の代表権を明確に証するための何らかの手續(特別代理人の選任を含む)を要求される可能性はあります。

【Q2-3-11】

理事と法人との利益が相反する事項について、「理事は代表権を有しない」とありますが、定款上代表権の制限をしている場合、代表権のない理事については法人との利益相反は起こり得ないと考えてよいですか。(法 17 の 4)

(A)

代表権の有無にかかわらず、理事と法人との間の利益相反自体は起こり得ます。その場合、法第 17 条の 4 の規定により、利益相反事項について、当該理事は、(定款上の代表権の制限とは関係なく)法人に係る代表権を有しないこととなります。こうした法の規定や法人の定款における定めを踏まえた上で、例えば、代表権を有する別の理事

Bによって、代表権のない理事Aと法人との間の利益相反事項が有効に成立することはありません(なお、この場合において、法人側に損害が生じれば、当該事項の成立に実質的な責任を有する理事は、当該法人の損害に対して賠償責任を負うこととなります。)

【Q2-3-12】

法人の理事長が所有する不動産を法人が賃借する場合、この賃貸借契約を法人の代表として当該理事長が締結する場合は利益相反行為に当たりますか。(法17の4)

(A)

質問のケースについては、利益相反行為になります。代表権を理事長のみが有する場合、法人は所轄庁に特別代理人の選任の申立てをする必要があり、その選任された特別代理人が法人を代表して賃貸借契約を締結することとなります。

また、理事長以外に代表権を有する理事が存在する場合には、当該理事が法人を代表して契約を締結することとなります。

【Q2-3-13】

法人と法人理事長が共同で所有する建物があり、持分を超えて法人が使用している面積について、法人が理事長に家賃を支払う内容の賃貸借契約を締結する場合、当該法人の定款において「理事長に係る利益相反行為については理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代行する。」旨規定することで特別代理人を選任せずに対応することは可能ですか。(法17の4)

(A)

利益相反事項について特別代理人の選任を要する趣旨は、利益相反に該当する理事が取引において自己の利益の確保を図り、法人の利益を損なうことを防ぐことにあることから、定款において、当該事項については理事会の承認が必要である旨が定められていれば、この承認により当該法人の利益の保護は図られるものと考えます。なお、当該承認を得る理事会においては、当該理事に議決権はありません。

したがって、質問のケースについては、質問文中にある一文を定款に規定することにより、理事会の承認を得て、特別代理人を選任せずに他の理事にその職務を代行させることは可能と考えます(なお、その場合であっても、法人側に予め防止し得たような損害を与えるなど、民法第644条の、理事のいわゆる「善管義務」に違反するような場合には、当該法人の損害に対し実質的な責任を有する理事は賠償責任を負うこととなります)。

2. NPO法人になると

NPO法人になるとメリットもありますが、義務も生じます。法令違反には罰則もあり、解散後の清算手続には費用がかかります。

(1) メリット

- 1) 法人名で契約を締結できます。
- 2) 法人名で銀行口座を開設できます。
- 3) 法人名で不動産登記ができます。
- 4) 法に定められた法人運営や情報公開を行うことにより、社会的信用を得やすくなります。

(2) 義務

① NPO法に基づく義務

- 1) 少なくとも年1回以上、通常総会を開催しなければなりません(法14の2)。
- 2) 毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書等を事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です(法27~29)。
- 3) 前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により公告しなければなりません(法28の2)。
- 4) 役員変更を行う場合は、定款に沿って意思決定した上で、所轄庁への手続が必要です。役員の住所等に変更があった場合も所轄庁への手続が必要です(法23)。
- 5) 定款変更を行う場合は、総会の議決を経た上で所轄庁への手続が必要です(法14の5、法25)。

② 法人税法や労働基準法などの法律に基づく義務

例えば、次のことをしなければなりません。

- 1) 税 金…法人税等の申告・納税、源泉徴収など(国税、県税、市町村税など)
- 2) 登 記…法務局での登記に関する手続(設立、定款、役員、解散など)
- 3) 雇 用…職員を雇用した場合の労務管理(労働保険、社会保険など)
- 4) その他…事業を行うために必要な許認可を受ける手続など

(3) 罰則

事業報告書等や役員変更届等の所轄庁への提出を怠るなどNPO法に違反した場合や他の法令に違反した場合は、罰則が適用されることがあります。第5章を必ずお読みください。

(4) 解散

法人は「社員総会の決議」など法に定める事由により解散します(法31)。

解散したら清算人(多くの場合、理事が清算人になります)が清算業務を行います(法31の5)。清算には債権の催告に関して官報の公告が必要で、費用が発生します(法31の10)。

株式会社が解散した場合、残余財産は会社の構成員である株主に配分されますが、NPO法人の場合は社員に配分することは本法人の存在の趣旨(公益=不特定多数のものの利益)から考えて許されていません。残余財産の帰属先は定款で定めることができますが、次の者に限定されています(法11③、法32)。

～ 残余財産の帰属先～

他の特定非営利活動法人、国や地方公共団体、公益社団法人、
学校法人、社会福祉法人、更生保護法人

定款に残余財産の帰属すべき者の定めがないときは、国や地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属します(法32②③)。

◆◆◆ NPO法人の設立を目指される方へ ◆◆◆

法人格を取得すると、法人名義で契約が行えるなどのメリットがありますが、毎年の報告(情報公開)や役員変更等の手続はじめ、納税や登記手続など様々な法律を遵守する義務も発生し、罰則もあります。また、事業や資金の計画も必要になります。「手続や書類、会計がめんどろ」という方は特にご注意ください。

まずは行いたい活動に法人格が必要なのか、たくさんある法人格の中でどの法人格が最適かについて仲間とよく検討しましょう。

解散のときの財産の取り扱いについても話

し合っておきましょう。任意団体からNPO法人に移行する場合は、活動が同じであっても別の組織になります。任意団体からNPO法人になった後に、NPO法人を解散して任意団体に戻る場合に、財産を移行することはできません(NPO法人の残余財産を任意団体に渡すことはできません)。また、解散の公告には費用もかかります。

設立については専門家に相談するなどして、最もよい方法をお考えください。

後で「こんなはずじゃなかった…」
ということのないようにネ



〈 NPO法人と任意団体、一般社団法人の比較 〉

2021年6月現在

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人	株式会社
根拠となる法律	NPO法（議員立法）	なし	一般社団法人及び一般社団法人に関する法律	会社法
性格	非営利	任意	非営利	営利
目的事業	20分野の特定非営利活動が主目的	任意	目的や事業に制約なし。公益事業、収益事業、共益事業等可	定款に掲げる事業。営利追求
設立手続	所轄庁の認証後に法務局で登記して設立。	任意 登記することはできない。	公証人役場の定款認証後に登記して設立	公証人役場の定款認証後に登記して設立
設立要件	社員10名以上	任意	社員2人以上	資本の提供
役員	理事3名以上 監事1名以上	任意	【非営利型】 理事3人以上 監事任意(理事会を設置した場合は監事必須) 【その他】 理事1人以上 監事任意(理事会を設置した場合は監事必須)	取締役1人以上 (監査役設置は任意)
代表権	理事	任意	理事	取締役
最高議決機関	社員総会	任意	社員総会	株主総会
預金口座	法人名義	個人名義	法人名義	法人名義
法定設立費用	なし	なし	11万円程度	24万円以上
税金	収益事業課税	収益事業課税	【非営利型】 収益事業課税 【その他】 全所得課税	全所得課税
剰余金	分配できない	任意	分配できない	配当できる

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人	株式会社
残余財産の処分	帰属先の制限あり (国、地方公共団体、 公益法人等)	任意	帰属先の制限はない が、非営利型であれば定款上の制限はある 社員に分配する旨の定款は不可 但し、社員総会で帰属先を社員にすることはできないという法律の規定はない	分配できる
雇用	法人と雇用関係	個人と雇用関係	法人と雇用関係	法人と雇用関係
情報公開	定款、事業報告書等の公開が義務付けられている			
その他	一般の市民が事業報告書等の情報公開により、チェック、評価、監督			

【 非営利型法人（非営利性が徹底された法人）の要件 】

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款で定めていること。
- ② 解散したときは残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- ③ 上記①②の定款の定め違反する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

「国税庁ホームページ」より

3. 認定NPO法人

認定NPO法人制度は、NPOへの寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた制度で、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です（所轄庁についてはP22をご覧ください。）。

認定NPO法人になると、次の税制優遇があります。

【 寄附者に対する税制優遇 】

1) 個人

寄附金控除又は税額控除のいずれかが選択適用できます（措法41の18の2①②）。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三四、314の7①三四）。

2) 法人

特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

3) 相続人等

寄附をした財産の価格が、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）

【 認定NPO法人に対する税制優遇 】

認定NPO法人自身が、その収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に支出した額を一定の範囲内で損金算入することが認められます。

